## 議案第51号

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成23年9月7日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区体育施設等に関する条例(昭和32年杉並区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「公園施設」の次に「及び体育施設(別表第4に規定する施設を除く。)」を、「体育施設」の次に「(別表第4に規定する施設に限る。以下同じ。)」を加える。

別表第3(3)運動場の部の次に次のように加える。

## (3の2) 体育館

施設区分		使用料		
大宮前体育館	一般	1人、1 回につき	小人 ( 小・中学生 )	100円
			大人	200円
	貸切り	2 時間に つき	全面	2,800円
			半面	1,400円
			1 / 3面	900円
			1 / 4面	700円

別表第3付記に次のように加える。

3 別表第3((3の2)に限る。)の適用において、使用区分が一般の1回の 使用は、別に委員会で定める4時間を単位として割り振られた時間内とする。 別表第4(5)体育館の部中

妙正寺体育館 大宮前体育館 永福体育館

Γ

を

妙正寺体育館 永福体育館

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区体育施設等に関する条例別表第3(3の2)に 規定する大宮前体育館の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

## (提案理由)

大宮前体育館の使用料を定める等の必要がある。

## 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表(抄)

	新	条	例		旧		条	例
(使用	料等)			(使用	]料等	(		
第5条	公園施設	及び体育施	設(別表第	第5条	公	園施設		
4に	規定する施	設を除く。	<u>)</u> の使用料					の使用料
は、	別表第3の	とおりとし	、体育施設	は、	別表	第3の	とおりとし	、体育施設
<u>(別</u> :	表第4に規	定する施設	<u>に限る。以</u>					
下同	<u>じ。)</u> の利	用料金は、	別表第4の			の利	用料金は、	別表第4の
とお	りとする。			とお	りと	する。		
2 略				2 略	Z I			